

1 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

1 子ども施策の更なる充実・強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

(1) 「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子育て世帯への経済的支援や、仕事と育児の両立など、幅広い分野の施策がパッケージで提示されたが、今後3年間について「こども・子育て支援加速化プラン」を基本に、子ども施策の更なる充実・強化を図ること。併せて、これらの施策が全国どこにおいても着実に実施されることが重要であることから、施策実現のための安定的な財源を国の責任において確保すること。

また、若い世代が希望通り結婚できるよう、「こども・子育て政策の強化について（試案）」にて具体的に示されなかった非正規雇用などの低所得者の所得増及び結婚支援についても、今後、施策の具体化の際に位置付けを明確にし、早期に対策を実施すること。

◆現状・課題

国の将来人口推計（中位）よりも8年前倒しで、2022年に出生数が80万人を割り、少子化が予測を大きく上回って進行している中、令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」で示された施策を着実に推進することが重要である。

また、「こども・子育て政策の強化について（試案）」では児童手当の拡充や出産費用の保険適用、高等教育費の負担軽減など、経済的支援の強化策が示されたが、実施に当たっては新たな財源が必要となる。

少子化対策を安定的かつ効果的に推進するためには、地方自治体に新たな財政負担を求めることなく、国主導で安定的な財源の確保を行う必要がある。

また、少子化の要因の1つとして、未婚化・晩婚化があるとされており、若い世代の所得を増やし、将来の見通しを持てるようにするための施策が緊急に求められている。

国は、これまで結婚新生活支援事業などにより地方自治体の取組を支援してきたが、婚姻数の減少には歯止めがかかっておらず、更なる支援の拡充が必要である。

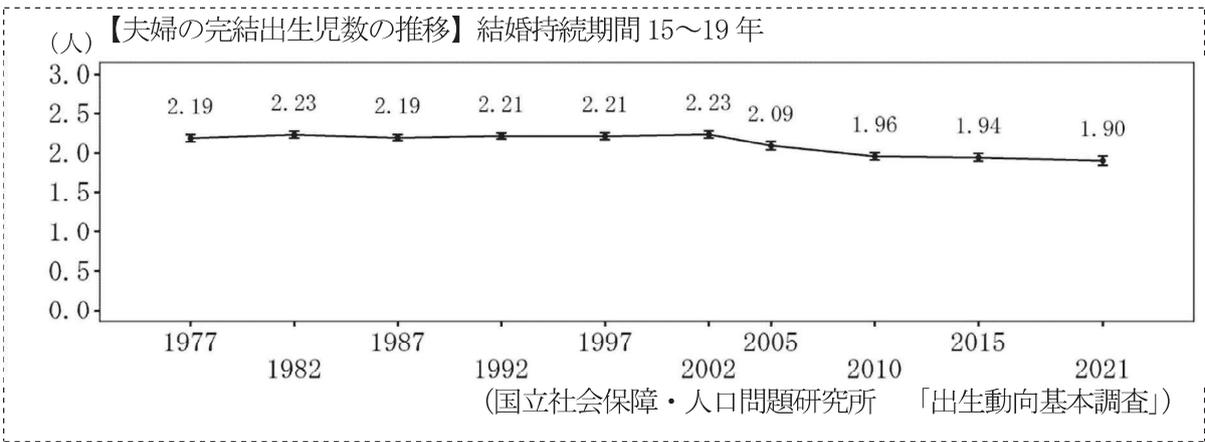
しかし、「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、基本理念として「若い世代の所得を増やす」ことが必要としながらも具体策が示されていない。

少子化の進行を食い止めるためには、賃上げの取組や非正規雇用の正規化などの労働政策や、結婚支援のための取組が必要である。

◆実現による効果

安定的な財源が確保されることで、全国一律の少子化対策の実施が可能となる。

また、夫婦の完結出生児数（初婚どうしの夫婦の平均出生子供数）は、1977年（2.19）から2021年（1.90）まで緩やかな減少に留まっていることから、若い世代の結婚の希望をかなえる施策の充実により、出生数の低下を食い止める効果が期待される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課、青少年課)

- (2) 国が主導して妊娠・出産・子育てに係る**行政手続のデジタル化**を進め、子育て世帯の負担を軽減するとともに、情報・データを活用した**プッシュ型の情報発信・支援を充実させる「こどもDX」**を推進すること。

◆現状・課題

子育て世帯が行政サービスを利用するにあたり、市町村の窓口へ赴いて手続を行うのではなく、手続のデジタル化を進め、電子母子手帳システムやマイナンバーを起点とした全国共通の申請手続システムを構築し、オンラインで完結するスキームを実現する必要がある。

また、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を実現するためには、子育て当事者のニーズに寄り添ったプッシュ型の情報提供や、行政機関が持つデータを連携させ困難を抱える子どもを見守るシステムなど、DXを活用したきめ細やかな伴走型支援が必要である。

◆実現による効果

行政手続のデジタル化を進めることで、行政手続の利便性が向上し、子育て世帯の負担が軽減される。また、DXを活用したプッシュ型情報提供や伴走型支援などにより、子ども・保護者の孤立を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

2 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない**0.3兆円超の財源についても早急に確保し**、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和5年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、チーム保育推進加算の充実など、一部の項目のみ措置されている。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、延長保育の充実等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す**待機児童ゼロを実現し**、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備に係る補助率のかさ上げを継続するとともに、医療的ケア児の受入れ対応など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を充実強化すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和4年4月1日時点で220人であり、またいわゆる潜在的待機児童数は7,226人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、医療的ケア児の受入れに係る助言指導や保育士等の技術研修受講に係る費用に関する補助制度の創設など、多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに継続して取り組む必要がある。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、**保育士の処遇について、公定価格上の配置基準の見直しや、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。**

◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度に、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたほか、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されている。

しかし、保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額8万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

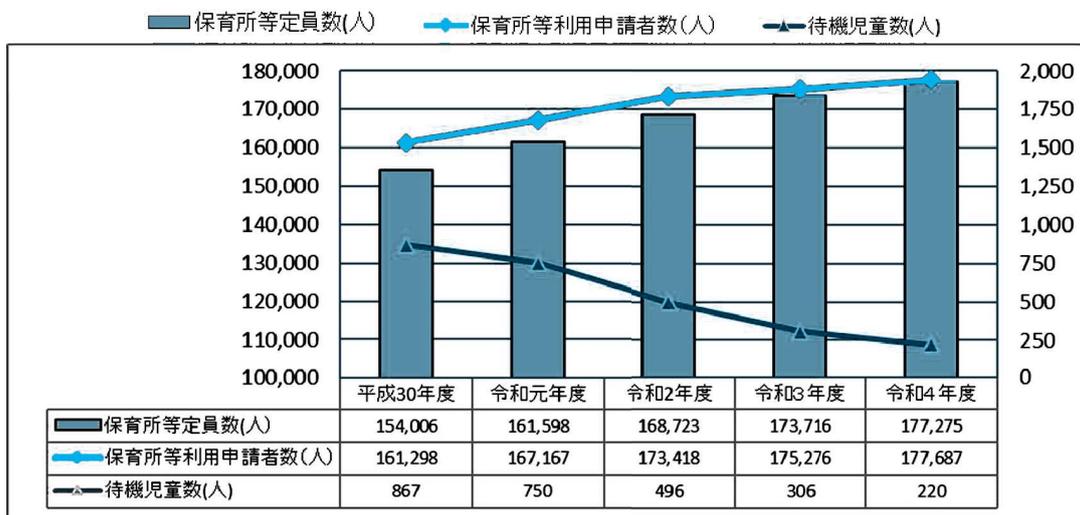
また、保育士の配置基準については、保育の質の向上のために、現在、3歳児保育についてのみ、基準を上回る職員配置に対し公定価格上の加算として給付している。

「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、1歳児や4、5歳児の配置基準の改善が示されたが、法令上の基準を引き上げると保育士不足から受入児童数の抑制につながる恐れがあることから、配置基準の改善は、公定価格の加算により実施することが望ましい。

◆実現による効果

公定価格の加算により配置基準が改善され、給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(H30～R4)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

3 子どもの医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、**国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。**

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う**国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。**

◆現状・課題

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

特にコロナ禍の長期化により困窮する世帯に対しては、市区町村において実施している医療費助成制度の拡充など、経済的な支援の必要性や重要性がますます大きくなっている。

国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

また、現在、地方自治体が独自に医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止する方向性が示されたが、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、早急かつ着実に全面廃止すべきである。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

4 大学等での学びの推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、**高等教育の修学支援新制度を拡充**すること。

◆現状・課題

高等教育の修学支援新制度は、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、住民税非課税世帯などの学生を対象に、授業料の減免や返済不要の奨学金を給付しているところであるが、世帯の年収に応じた補助額が十分でなく、特に多子世帯は、一時的に教育費負担が増大することにより家計への教育負担が重くなるため、支援の充実が求められている。

令和5年3月末に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」においても、令和6年度からの多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大が示されたところであるが、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるためには、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、更に制度を拡充する必要がある。

◆実現による効果

高等教育の修学支援新制度を拡充することにより、家計が厳しい状況でも、修学を諦めることなく大学等で学ぶことができる環境が整備され、若者の自立支援の強化につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)